

発議第5号

地方財政の充実・強化に関する意見書について

地方財政の充実・強化に関する意見書を次のとおり提出する。

令和5年7月11日 提出

松阪市議会議員	東村	佳子
	吉川	篤博
	橘	大介
	殿村	峰代
	市野	幸男
	楠谷	さゆり
	中島	清晴
	久松	倫生

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、令和3年度（2021年度）の地方一般財源水準を令和6年度（2024年度）まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、令和6年度（2024年度）の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが重要である。

よって、国においては、以下の事項の実現を強く要望する。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援等、急増する社

会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 会計年度任用職員制度の運用については、令和6年度（2024年度）から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として令和5年度（2023年度）も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

6. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

7. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年7月11日

三重県松阪市議会議長 山本 芳 敬